

国保連合会だより



NO. 29-7
平成30年 3月16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 平成30年度診療報酬等の支払予定日は次のとおりです

(1) 電子情報処理組織等を使用して請求を行う保険医療機関等

| 請求月 | 支払月 | 振込日 |
|----------|----------|--------|
| 平成30年 3月 | 平成30年 4月 | 20日(金) |
| 平成30年 4月 | 平成30年 5月 | 18日(金) |
| 平成30年 5月 | 平成30年 6月 | 20日(水) |
| 平成30年 6月 | 平成30年 7月 | 20日(金) |
| 平成30年 7月 | 平成30年 8月 | 20日(月) |
| 平成30年 8月 | 平成30年 9月 | 20日(木) |
| 平成30年 9月 | 平成30年10月 | 19日(金) |
| 平成30年10月 | 平成30年11月 | 20日(火) |
| 平成30年11月 | 平成30年12月 | 20日(木) |
| 平成30年12月 | 平成31年 1月 | 18日(金) |
| 平成31年 1月 | 平成31年 2月 | 20日(水) |
| 平成31年 2月 | 平成31年 3月 | 20日(水) |

(2) 紙媒体を使用して請求を行う保険医療機関等

| 請求月 | 支払月 | 振込日 |
|----------|----------|--------|
| 平成30年 3月 | 平成30年 4月 | 25日(水) |
| 平成30年 4月 | 平成30年 5月 | 25日(金) |
| 平成30年 5月 | 平成30年 6月 | 25日(月) |
| 平成30年 6月 | 平成30年 7月 | 25日(水) |
| 平成30年 7月 | 平成30年 8月 | 24日(金) |
| 平成30年 8月 | 平成30年 9月 | 25日(火) |
| 平成30年 9月 | 平成30年10月 | 25日(木) |
| 平成30年10月 | 平成30年11月 | 22日(木) |
| 平成30年11月 | 平成30年12月 | 25日(火) |
| 平成30年12月 | 平成31年 1月 | 25日(金) |
| 平成31年 1月 | 平成31年 2月 | 25日(月) |
| 平成31年 2月 | 平成31年 3月 | 25日(月) |

2 生活療養費標準負担額の一部改正について

平成30年4月から、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養費標準負担額のうち、居住費に係る部分について下記のとおりとなります。

| 〈現行〉 | | ⇒ | 〈平成30年4月〜〉 | |
|-------------------------------|--------|---|------------|--------|
| 医療療養病床に入院している65歳以上の患者 | 負担額 | | | 負担額 |
| 医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の者） | 370円/日 | | | 370円/日 |
| 医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い者） | 200円/日 | | | 370円/日 |
| 指定難病患者 老齢福祉年金受給者 境界層該当者 | 0円/日 | | | 0円/日 |

3 こども医療費助成制度の変更について

平成30年4月1日から以下の市町のこども医療費助成制度の助成内容が次のように変更されます。

伊東市（83220087）

■ 対象年齢の拡充 ■ 食事療養標準負担が助成の対象

| 区分 | 変更前 | ⇒ | 変更後 |
|------|--|---|--|
| 対象年齢 | 中学3年生まで | | 高校3年生相当年齢まで |
| 自己負担 | 入院：自己負担なし 食事助成なし 通院：○2歳から 中学3年生 500円/回 (月4回まで) ○2歳未満 自己負担なし | | 入院：自己負担なし 食事助成あり 通院：○2歳から 高校3年生相当年齢 500円/回 (月4回まで) ○2歳未満 自己負担なし |

ご不明な点は、伊東市 子育て支援課 子育て支援係（TEL：0557-32-1581）までお問い合わせください。

島田市 (83220095)

■ 入院の自己負担を無料化

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|--|--|
| 自己負担 | 入院：○ 小学1年生から 中学3年生 500円/日 食事助成なし ○ 未就学児 自己負担なし 食事助成なし 通院：○ 小学1年生から 中学3年生 500円/回 (月4回まで) ○ 未就学児 500円/回 (月2回まで) | 入院： <u>自己負担なし</u> 食事助成なし 通院：○ 小学1年生から 中学3年生 500円/回 (月4回まで) ○ 未就学児 500円/回 (月2回まで) |

※ 対象年齢 (中学3年生まで) に変更はありません。

ご不明な点は、島田市 こども未来部子育て応援課 子育て応援係 (TEL : 0547-36-7159) までお問い合わせください。

藤枝市 (83220145)

■ 入院の自己負担を無料化

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|---|
| 自己負担 | 入院：500円/日 食事助成なし 通院：500円/回 (月4回まで) | 入院： <u>自己負担なし</u> 食事助成なし 通院：500円/回 (月4回まで) |

※ 対象年齢 (中学3年生まで) に変更はありません。

ご不明な点は、藤枝市 子ども家庭課 子ども支援給付係 (TEL : 054-643-3241) までお問い合わせください。

裾野市 (83220202)

■ 対象年齢の拡充

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|---|
| 対象年齢 | 中学3年生まで | 高校3年生相当年齢まで |
| 自己負担 | 入院：自己負担なし 食事助成あり 通院：○ 小学1年生から 中学3年生 500円/回 (月2回まで) ○ 未就学児 自己負担なし | 入院：自己負担なし 食事助成あり 通院：○ 小学1年生から 高校3年生相当 年齢 500円/回 (月2回まで) ○ 未就学児 自己負担なし |

ご不明な点は、裾野市 子育て支援課 (TEL: 055-995-1841) までお問い合わせください。

南伊豆町 (83220244)

■ 対象年齢の拡充

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 対象年齢 | 中学3年生まで | 高校3年生相当年齢まで |
| 自己負担 | 入院：自己負担なし 食事助成なし 通院：自己負担なし | 入院：自己負担なし 食事助成なし 通院：自己負担なし |

ご不明な点は、南伊豆町 健康福祉課 子育て支援係 (TEL: 0558-62-6233) までお問い合わせください。

清水町 (83220376)

■ 通院の自己負担を無料化

| 区分 | 変更前 | | 変更後 |
|------|--|---|---------------------|
| 自己負担 | 入院：自己負担なし 食事助成あり | ⇒ | 入院：自己負担なし 食事助成あり |
| | 通院：○ 小学1年生から 高校3年生 500円/毎回 ○ 未就学児 自己負担なし | | 通院： <u>自己負担なし</u> |

※ 対象年齢（高校3年生まで）に変更はありません。

ご不明な点は、清水町 こども未来課 子育て支援係（TEL：055-981-8215）までお問い合わせください。

長泉町 (83220384)

■ 対象年齢の拡充

| 区分 | 変更前 | | 変更後 |
|------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 対象年齢 | 中学3年生まで | ⇒ | <u>高校3年生相当年齢まで</u> |
| 自己負担 | 入院：自己負担なし 食事助成あり 通院：自己負担なし | | 入院：自己負担なし 食事助成あり 通院：自己負担なし |

ご不明な点は、長泉町 こども育成課（TEL：055-989-5528）までお問い合わせください。

4 指定難病医療費助成制度（難病法・法別54）について

平成30年4月1日から、県が行っている医療費助成事務が政令指定都市に権限移譲されます。静岡市、浜松市にお住いの患者様の公費負担者番号等が、変更になりますので御注意ください。